

令和3年2月吉日

## 預金規定改定のお知らせ

兵庫県信用組合

当組合は、未利用口座管理手数料の新設に伴い、下記の預金規定の改定を行います。

### 1. 対象となる預金規定

普通預金規定、無利息型普通預金規定、総合口座取引規定、総合口座取引規定（無利息型普通預金）

### 2. 改定日

令和3年4月1日（木）

### 3. 主な改定内容

以下の条項を新設いたします。

「普通預金規定」10条、「無利息型普通預金規定」10条、「総合口座取引規定」13条、「総合口座取引規定（無利息型普通預金）」16条の新設

各条項の内容（共通）

#### (各条項) (未利用口座管理手数料)

- (1) 令和3年（2021年）4月1日以降に開設した普通預金口座（無利息型普通預金を含む。）は、当組合が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しができない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 当組合は、未利用口座となった預金口座から払戻請求書等によらず当組合所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。
- (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約できるものとします。
- (5) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約された口座の再利用はできません。

以上